

春は就職・進学・転勤の季節です

届出をお忘れなく

住所を変更するときは、転入・転出等の届出が必要です。届出の際に必要な書類がない場合は、手続きができませんことがありますので、ご確認のうえ、市民課窓口にお越しください。

●問い合わせ先

市民課 国分寺窓口 ☎(40)5557
 南河内窓口 ☎(48)2111
 石橋窓口 ☎(52)1111

●**転出届** (他市区町村に住所を移すとき)

必要なもの

- ・本人確認書類（免許証、パスポート等）
 - ・印鑑（認め印可）
 - ・代理人選任届（代理の方が手続きするとき）
 - ・その他返納の必要があるもの（印鑑登録証、国民健康保険証、各種医療受給者証など）
- ※転出先住所、転出日をご確認のうえ、手続きをしてください。
- 転出届をすると、「転出証明書（無料）」が交付されます。この「転出証明書」を添えて、新しい住所地で転入届をしてください。



●**転入届** (他市区町村から下野市に住所を移すとき)

必要なもの

- ・前住所地で交付された「転出証明書」
 - ・本人確認書類（免許証、パスポート等）
 - ・印鑑（認め印可）
 - ・代理人選任届（代理の方が手続きするとき）
 - ・その他、該当する手続きに必要な書類
- 例
 こども手当・保護者の健康保険証、預金通帳など
 こども医療費助成・お子様の保険証、保護者の預金通帳など
 小中学校の転入学・在籍証明書など

平日に手続きができない方へ（3月24日・31日、4月7日・14日） 市民課の窓口を土曜日の午前中開庁します

住所異動の時期に伴い、市民課の窓口を以下のとおり開庁します。お仕事の都合などで平日に手続きができない方はご利用ください。

なお、一部の業務及び他市区町村・関係各課等に照会や確認を必要とする手続きにつきましては、申し訳ございませんがお取扱いできないことがあります。また、内容によっては、再度お越しいただくこともありますので、ご了承ください。

●開庁日 3月24日、31日
4月7日、14日

●時間 午前8時30分から正午

●場所 国分寺庁舎 市民課窓口

※南河内窓口、石橋窓口ではお取扱いできませんのでご注意ください。

●問い合わせ先

市民課 国分寺窓口 ☎(40)5557

●取扱いできない業務

- ・住民基本台帳ネットワーク関係業務（住民基本台帳カードの申請・交付など）
- ・パスポート関係業務（申請・交付など）
- ・公的個人認証サービス業務
- ・外国人登録関係業務（外国人の転入、転居など）
- ・住居表示の届出
- ・住居表示地区（大光寺、花の木、大松山、駅東）への転入、転居のうち、住居番号が付番されていない建物への届出
- ・区画整理地内（仁良川）への転入、転居などで地番の確認を要するもの
- ・他市区町村や関係各課への確認が必要な業務

●取扱い業務 届書の受付

- ・転入、転出、転居、世帯変更届
 - ・印鑑登録
 - ・国民健康保険及び国民年金の取得・喪失の届出
- ※短期保険証及び資格者証の届は受付できません

証明書の交付

- ・住民票の写し
- ・印鑑証明書
- ・戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄本・抄本）

その他

- ・住所の異動等に関連する業務（子ども手当認定請求、各種医療の登録・変更など）